

周南市補助金交付基準

第1 基準作成の趣旨

この基準は、補助金を効果的、効率的に運用するとともに、補助金の交付基準を明らかにすることにより、公平性、公正性、透明性を確保し、より適正な補助金の交付及び執行を図るため、策定するものである。

第2 定義等

1 定義

この基準における補助金とは、周南市補助金交付規則第2条に基づく補助金、助成金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。

ただし、交付金は除く。また、国・県補助に伴うルール分の補助金は当該交付基準の対象外とする。

2 交付対象

補助の対象は、原則として、次の通りとする。

(1) 団体

(ア) 事業費

市以外の者が実施する事業に公益性があり、その実施に金銭的な援助が必要な場合とする。

(イ) 運営費

団体の存在に公益性があり、団体の設立、運営に当たり、金銭的な援助が必要な場合とする。

(2) 個人

個人の経済的負担軽減や一定の行為への誘導等のため金銭的な援助が必要な場合、又は事業の業績が市勢の発展に寄与する場合とする。

第3 交付基準

1 判断基準

(1) 公益性

地方自治法第232条の2に規定する「公益上必要がある場合」の判断は、まずアの共通判断基準に基づき、次にイの各個別判断基準により行うものとする。

ア 共通判断基準

事業または団体の活動や個人等に対する金銭的援助による効果が、市の施策の行政目的の達成につながり、市が直接事業等を行うより効果的であること。

イ 個別判断基準

(ア) 施設の建設等に対するもの

施設が、地域での住民自治、社会福祉の向上に寄与し、多くの者に利益が及ぶものであること。

(イ) 大会、イベント等の開催に対するもの

本市の学術、芸術、技術、スポーツ等の振興、向上に寄与するか、又は大会、イベント等の開催が地域経済の活性化に寄与するものであること。

(ウ) 奨励を目的とするもの

事業の実施を促進することにより、その業績が、本市の名を高め、市民の励みとなるなど市勢の発展に寄与するものであること。

(2) 適格性

補助すること自体の適格性、交付する団体等の運営の適格性は次の点から判断する。なお、法令等において行政が責任を持って行わなければならない事項を行政以外の者に行わせる場合は、原則として委託で処理すること。

- ・ 補助金等の支出根拠が、法令・条例・規則・要綱等に基づいていること。
- ・ 補助金等の支出目的・範囲が憲法89条等の法令の規定に抵触しないこと。
- ・ 交付申請等の諸手続きが市の規則等に基づき行われていること。
- ・ 団体の会計処理が適正に行われていること。
- ・ 団体の設立目的、事業内容と補助の目的との整合が取れていること。
- ・ 団体の決算における繰越金(剰余金)が、補助額と比較し過大でないこと。
- ・ 団体の構成員が会費等による適正な負担を行っていること。

(3) その他(個人のみ)

- ・ 市税の未納がないこと。(市単独で定めた補助金に限る。)
- ・ 財政援助を目的とする補助金については、効果的な事業の推進を図るため、適切な所得要件等が設定されていること。

2 交付額等の基準

補助対象及び交付額の確定にあたっては、次の事項を考慮すること。

(1) 対象経費

個々の補助金の交付要綱に定めるものとし、交際費、慶弔費、懇親会費、他団体への負担金等を目的とするものは対象外とする。

(2) 交付額の基準

補助額は、交付の目的及び対象、市の財政状況等を総合的に考慮し、まず補助率を定め、その補助率に補助対象額を乗じ、予算の範囲内で算定するものとする。

なお、国・県補助に伴う市のルール分を超える補助（いわゆる継足補助）については、原則、交付しないこととする。

また、新規・見直しにあたっての補助率は下記の通りとする。

団体	事業費補助	2分の1以内
	運営費補助	
個人	事業費補助	

ただし、市長が特に認める場合又は補助率を定めて交付することが、その性格上なじまない補助金については、この限りでない。

(3) 見直し期間の設定

個々の補助については、3年を目途として見直すものとする。

また、奨励を目的とする補助については、原則として終期を設定すること。

第4 基準の適用時期

当該基準は、平成18年度当初予算から適用する。

なお、既存の補助金であって平成18年度からの対応が困難なものについては、平成21年度予算の編成までに当該補助金基準を満たすよう段階的に見直しを進めることとする。